

税と環境

3

～各国の状況～

PwC税理士法人 顧問 岡田 至康
パートナー 白土 晴久

最終回となる第3回目では、各国の対応状況や、EU・米国・中国における状況のほか、企業側の状況・今後の対応などについて概説する。

概要

1 はじめに

気候変動への対応はグローバルで取り組むべき喫緊の課題であるとの認識は各国で共有されている。気候変動サミット（2021年4月）には主要各国の首脳がそろって参加し、この問題に積極的に取り組んでいく意向がひろく表明された。また、G20財務相・中央銀行総裁会議（2021年7月）の声明では、気候に関する行動について、より緊密な国際協調が共通目標の達成に寄与しうるとの点に同意するとともに、適切な政策の組合せには、炭素に価格付けを行う仕組み及びインセンティブの活用を含むクリーン・エネルギー源を支援するための仕組みの設計等、幅広い範囲の手法が含まれるべきであるとして、具体的にカーボンプライシングの可能性にも言及している。

このように気候変動への対応に係る全体的方向性には各国とも異論がなく、ほとんどの国は引続きパリ協定にコミットしている。ただ、パリ協定のNDCs（国が決定する貢献）にみられるように、具体的政策では各国の事情が勘案さ

れ得ることから、必ずしも同じ施策が各国でとられるわけではなく、気候政策目標は多様化している。それでもなお、各国での経験と検討を踏まえて、国際的にも整合的な政策枠組みの進展が期待されている。

2 各国の排出量と削減目標

世界のCO2排出量の国別割合（2018年）は、中国（28.4%）、米国（14.7%）、[EU（9.4%）：ドイツ（2.1%）、英国（1.1%）、イタリア（0.9%）、フランス（0.9%）ほか]、インド（6.9%）、ロシア（4.7%）、日本（3.2%）、韓国（1.8%）、イラン（1.7%）、カナダ（1.7%）、インドネシア（1.6%）、サウジアラビア（1.5%）、メキシコ（1.3%）、南アフリカ（1.3%）、ブラジル（1.2%）、オーストラリア（1.1%）、トルコ（1.1%）などとなっている（出典：IEA資料¹（左記を元にした環境省作成資料））。すなわち、中国、米国、EUなどが、特に排出量の多い国・地域となっており、パリ協定におけるグローバル目標達成のためには、

1 CO2 EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION 2020 EDITION

とりわけこれらの排出量が多くかつ指導的立場に立つ国・地域において、効果的で国際的にも整合的な施策がどのようにとられるかが注目される。

一方、公表されている各国の温室効果ガス削減目標は、2030年までに、EU（独・伊・仏ほか）は55%以上削減（1990年比）、米国は50-52%削減（2005年比）、また、中国は2030年より前にCO₂排出量をピークアウトさせ、2060年までに実質ゼロにする、となっている。その他の国では、2030年までに、インドはGDP当たり排出量を33-35%削減（2005年比）、ロシアは排出量を30%削減（1990年比）、韓国は24.4%削減（2017年比）、カナダは40-45%削減（2005年比）、英国は68%削減（2035年では78%削減）（1990年比）、などとなっている（出典：外務省資料「日本の排出削減目標」など）。

3 グローバル各国の対応状況

各国での気候政策はその内容・厳格性などにおいて大きく異なっており、例えば、先進国間においても、カーボンプライシングに係る政策のレベルは大きく異なっている。

以下の記述（3 グローバル各国の対応状況）は、世銀資料²を参考としている。

i) カーボンプライシング

排出量ネットゼロを今世紀半ばまでに達成することにコミットしているのは、127か国、823都市、101地域（2020年12月現在）にのぼるとされているが、ネットゼロの達成に重要な役割を果たすのがカーボンプライシングである。現在64のカーボンプライシング措置（炭素税ないし排出量取引制度（ETS）：2021年）が実施されており、グローバルでの温室効果ガス（GHG）排出の約22%をカバーしていると

されている。これには中国における新たな全国レベルETSが含まれているが、今後とも新たなカーボンプライシング措置の導入がグローバルで増えていくものとみられている。

しかし、各国からUNFCCC（気候変動に関する国際連合枠組条約）に提出されるNDCsに係る気候計画はパリ協定の目標を満たすにはまだまだ不十分であるのが実態であり、これは低い炭素価格に表れている。現行の炭素価格の大部分は、パリ協定の2℃の目標達成に必要とされる40-80米ドル/tCO₂eレベル（世銀ハイレベル委員会による2020年炭素価格レンジとしての勧告）にはるかに及ばず、このレンジ以上の炭素価格でカバーされているのは、9措置（炭素税：7、ETS：2）で、グローバル排出量の4%弱を占めるに過ぎない。なお、EUでは、グリーンディールの公表等もあり、今後とも排出権価格の一層の上昇が見込まれている。また、いくつかの国（カナダ、ドイツなど）は炭素価格を大幅に引き上げていく意向を示している。

ii) 炭素税

炭素税は、各国・地域で、種々の優遇措置などを備えた多種多様な税制が採用されている。また、税率引き上げの動きがかなりの国で見られる。

炭素税に係る炭素価格の高い国・地域は次の通りである（2021年価格（名目）：米ドル/tCO₂e、当該国・地域排出量に係るカバー率：%）。

スウェーデン（137ドル）（40%）、スイス（101ドル）（33%）、リヒテンシュタイン（101ドル）（26%）、フィンランド（62-73ドル）（36%）、ノルウェー（69ドル）（66%）、フランス（52ドル）（35%）、ルクセンブルグ（23-40ドル）（65%）、アイルランド（39ドル）（49%）、ブリティッシュコロンビア（36ドル）（78%）、

2 “State and Trends of Carbon Pricing 2021”（2021.5.25：世銀）

特別解説

オランダ (35ドル) (12%), アイスランド (20-35ドル) (55%), カナダ (32ドル) (22%), ニューブランズウィック (32ドル) (39%), ポルトガル (28ドル) (29%), デンマーク (24-28ドル) (35%), 英国 (25ドル) (23%), など³。

なお、EU加盟国などでは炭素税がETSに加えて導入されているが、導入国の制度によっては、炭素税課税とETSベンチマーク排出量を関連付ける措置などがとられている。

iii) 排出量取引制度

排出量取引制度 (ETS) は、国レベルのみならず、EUのように国を越えたレベル、ないし国内の地方レベルでもかなり採用されており、新たにETSの導入を検討する国もかなりみられている。また、現在、多くのETSは、市場安定化リザーブ (MSR) などの何らかの価格安定化措置を備えている。

ETSに係る炭素価格の高い国地域は次の通りである (2021年4月1日現在価格 (名目): 米ドル/tCO₂e, 当該国・地域排出量に係るカバー率: %)。

EU (50ドル) (39%), スイス (46ドル) (11%), カナダ (32ドル) (9%), アルバータ (32ドル) (56%), サスカチュワン (32ドル) (11%), ドイツ (29ドル) (40%), ニューゼーランド (26ドル) (51%), ニューファンドランド・ラブラドール (24ドル) (43%), ブリティッシュコロンビア (20ドル) (N/A), ノヴァスコシア (20ドル) (80%), カリフォルニア (18ドル) (80%), ケベック (18ドル) (78%), 韓国 (16ドル) (74%), RGGI (米国北東部11州) (9ドル) (23%), など⁴。

なお、EUは、今後ETS適用対象分野を拡充する計画であり、ドイツは国の燃料ETSとし

て、EU ETSで規制されない全ての燃料排出をカバーしている。英国は、EU離脱を受けて、2021年1月1日からEU ETSへの参加を停止し、同日にU.K. ETSを実施している。また、中国は、2021年から全国レベルのETSを実施している。

異なるETS間でのリンク付けは、EU ETSとスイスETSの間などで行われており、これによって、両ETS間での排出権の移転が可能となり、価格も収斂することとなる。

iv) 国境炭素調整

国境炭素調整 (BCA) については、EUが2021年7月に具体案を公表したほか、米国・カナダなどもBCA導入の検討を公表している。また、今後、各国において、他国・地域のBCA制度が自国経済へ及ぼす影響などについて幅広い検討がなされていくものとみられる。

なお、BCAの代替・補完措置となり得るものとして、特に炭素集約度の高い分野における国際的分野別合意がある。これには、国際海事機関 (IMO) における海事船舶に係る分野別合意、などがあげられている。

v) 歳入

炭素価格措置によるグローバルでの歳入は、530億米ドル (2020年) となっている。そのうち、炭素税からの歳入が多いのは、フランス炭素税96億米ドル、カナダ炭素税34億米ドル、また、排出量取引制度からの歳入が多いのは、EU ETS 225億米ドル、スイスETS 46億米ドル、などとなっている。特に、EU ETSからの歳入は、排出権価格の上昇に伴って、大幅に伸びている⁵。

3 上述脚注1, p29参照

4 上述脚注1, p30参照

5 上述脚注1, p29-31参照

主要国の状況

気候変動対策において、特に重要な役割を有するEU、米国、中国の状況について、以下に詳述する。

1 EU

欧州におけるカーボンプライシングは、主に①欧州排出量取引制度（EU-ETS）、②炭素税、③国境炭素税（炭素国境調整メカニズム）の3つから構成される。この3つのうち、EUが2021年7月に表明した2030年温室効果ガス排

出の55%以上（1990年比）削減目標に向けた関連諸措置（Fit for 55 Package）の政策パッケージにおいて、EU-ETS指令の改正案及び欧州国境炭素調整措置（EU炭素国境調整メカニズム（CBAM））の法案が公表されている。

このFit for 55 Packageの主な内容は、気候、エネルギー・燃料、運輸、建物、土地利用、林業、基金などの幅広い政策分野と経済セクターに及ぶものであり、大企業への規制と支援に限定するものではなく、零細企業や低所得の家計への支援にも配慮した内容となっている。

【Fit for 55 Packageの政策概要】

欧州委員会「Fit for 55」パッケージの概要

価格設定	目標	規則
<ul style="list-style-type: none"> EU-ETSの強化、海運・道路輸送・建物部門への排出量取引制度の拡大（改正） エネルギー税制指令（改正） 炭素国境調整措置（新規） 	<ul style="list-style-type: none"> 努力分担規則（改正） LULUCF規則（改正） 再生可能エネルギー指令（改正） エネルギー効率指令（改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車・小型商用車のCO2排出規則（改正） 代替燃料インフラ指令（改正） より持続可能な航空燃料に関する規則（新規） クリーンな船舶燃料に関する規則（新規）
支援措置		
<ul style="list-style-type: none"> 収入と規制を活用して、イノベーションを促進し、連帯を構築し、脆弱な人々への影響を緩和する。社会気候基金（Social Climate Fund）を新設し、近代化基金・イノベーション基金を強化する。 		

（環境省HP掲載資料より）<http://www.env.go.jp/policy/zgshiryou4.pdf>

Fit for 55 Packageにおいて、上述のとおりEU-ETS指令の改正案及びCBAMといったカーボンプライシングに関する政策について言及されている一方、炭素税についてはEU指令や規則は存在せず、各国での立法に基づくため⁶、言及されていない。CBAMに関しては前回の第2回目でその制度内容について説明していることから、以下では、EU-ETS指令の改正について説明することとする。

EU-ETSは、2021年に第四フェーズが開始している状況であるが、今回の改正内容は、その対象分野の拡大、削減率の引上げ、MSRなどへの改正となっている。

EU-ETSの対象分野については、海運、道路輸送、建物、航空の各分野で拡大している。海運に関しては、一定規模の船舶（総トン数5000トン以上）に関して、EU域内での運航の場合は排出量の100%、EU域内とEU域外間の運行の場合は50%が対象となり、既存のEU-

6 EUは1997年に共通炭素税の導入を検討したが実現していない。

特別解説

ETSの制度に組み込まれる。また、2023年からの適用開始となり、段階的に排出量取引の適用割合を高めて、2026年には100%適用されることになる。各海運会社でのEU-ETSの手続きは、海運会社の登録されている加盟国又は過去2年間で最も多く寄港している加盟国の機関で実施することになり、海運会社の国籍や船籍にも関わらず欧州地域とその他の地域での航海契約などを締結している場合に対象となる。

一方、道路輸送、建物に関しては、排出量の取引を既存のEU-ETSとは別個に2025年に設立し、実際の適用は2026年から開始される。排出量の上限が定められる予定であり、目標としては2030年に2005年比で43%の削減を目指している。なお、無償配分(割当)は実施せず、運用当初からMSRを実施する予定である。航空分野においては2012年からEU域内の航空運輸を対象としているが、今回、航空分野の排出権を全体と統合するとともに、EU-ETSでの削減率を適用することとしている。また、国際航空のためのカーボンオフセット及び削減スキーム(“CORSIA”)の運用にあたりEU-ETSとの整合性をとることも目的としている。

削減率に関しては、これまでの2.2%から4.2%に引き上げられ、この削減率が2021年から適用された場合の削減量に引き直されて適用される。この削減率の変更により2005年比61%の排出量の削減を2030年までに実現できる見込みである。MSRに関しては、これまで通り一定の閾値を超えた場合の吸収率である24%を維持しつつ、閾値からの一定の超過に関しては徐々にMSRに吸収する手当をして市場の供給量のボラティリティを緩和する措置を盛り込んでいる。

今回のEU-ETSの改正を含むFit For 55 Packageの内容を見ると、その広範な内容と包括的な政策や各政策措置の相互関係について

は日本においても参考になる点が多々あると考えられる。カーボンプライシングの観点からは、EU-ETSの対象範囲の広がりや削減率の引き上げが主なポイントと考えられるが、例えば、欧州域外の手続きも含む海運業界への適用にみられるように、CBAMと同様、欧州現地の企業や活動の枠を超えた仕組みになってきている。また、こうした動きが欧州各国での炭素税制へどのような影響を及ぼすかについても、注意したいところである。一般に炭素税はETSと比較して、政策コストが低く、広く適用しやすい制度であり、EU-ETSの対象は炭素税の課税対象外とするなど両者は補完関係にある。このEU-ETSの改正の結果、欧州各国において炭素税制に係る制度改正の検討がなされるものと予想される。

2 米国

米国は、バイデン政権への移行後、2021年2月にパリ協定に正式に復帰し、2021年4月には気候変動サミットを主催するとともに、上述した米国の排出量削減目標を2030年までに50-52% (2005年比) とすることを発表した。この削減目標は、それまで2025年までに26-28% (2005年比) としてきた目標を引き上げたものであり、米国のカーボンニュートラルへの取組みへの姿勢の変化が伺える。また、2021年3月にバイデン政権が公表した「THE PRESIDENT'S 2021 TRADE POLICY AGENDA」⁷においても、米国と世界が深刻な気候危機に直面していることを踏まえ、気候変動の壊滅的な影響を回避するために、国内外で行動を起こすことを約束している。

米国は、これまでカリフォルニア州の排出量取引制度やRGGI (Regional Greenhouse Gas Initiative) における排出量取引制度(北

7 2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report OF THE PRESIDENT OF THE UNITED STATES ON THE TRADE AGREEMENTS PROGRAM

東部のコネティカット州、デラウェア州、メイン州などが対象)といった州レベルのカーボンプライシングに関する制度を導入しているものの、連邦レベルでの排出量取引制度及び炭素税の導入はしていない。このような経緯を踏まえ、今後、米国がどのようなカーボンプライシングの制度を実際に導入してくるかが注目されるが、2021年7月、米国民民主党のChris Coons上院議員及びScott Peters下院議員から、3.5兆ドルの予算の一部として、国境炭素調整 (Border Carbon Adjustment : 以下「BCA」) の法案が提案されたため、以下、本BCAの主な特徴を説明していく。

なお、バイデン政権は、上述の“2021 TRADE POLICY AGENDA”において、優先課題の一つとして、BCAを課すことを検討していると発表しているが、2021年8月のメディア報道で、ホワイトハウスがBCAの導入に関する支持を保留していることが公表されており⁸、BCAの導入の実現可能性が不安定な状況にあるとみられる点は留意されたい。

BCAの概要

本法案によると、BCAは、一定の炭素集約度の輸入品に対して課されることとなる⁹。BCAの詳細はまだ発表されていないものの、BCAは、国内で発生した環境コストをベースに計算され、2024年1月1日より課税対象となる燃料と物品の輸入に対して課される。なお、Coons上院議員が公表している文書¹⁰によると、BCAがTariffの性質であることに言及しているが、法案上、そのことを決定付けるよう

な内容は見られない。

BCAの課税対象

2024年1月1日から、以下の対象燃料及び対象物品の米国への輸入に対してBCAが課されることとしている¹¹。

- ① 対象燃料：天然ガス、石油、石炭及び、これらの利用に由来する産品
- ② 対象物品：鉄鋼、アルミニウム、セメント、鉄、及び、セクター追加に関する手続きにより特定された産品、など

法案上、年次で、対象セクターを追加できるとみられる条項が含まれており¹²、課税対象は将来的に拡大することが予想される。

BCAの計算方法

法案上、対象燃料の生産や対象物品の生産から生じる「国内環境コスト」に、その生産時などのアップストリームGHG排出量を乗じて計算することが言及されている¹³。また、対象物品に関しては、実際のGHG排出量に関する信頼性のあるデータが入手できない場合、「ベンチマーク排出量」を用いることができるとされている¹⁴。前述の「国内環境コスト」とは、対象燃料の生産又は対象設備内の企業の平均コスト（平均コストの決定時点で有効なGHG排出を制限・削減する法律や規制等を遵守するために発生するコスト）に基づき、2023年7月1日までに決定されることが法案に記載されている¹⁵。前述の通り、米国では、これまで連邦レベルの炭素税、排出量取引制度が導入されていないことから、「国内環境コスト」の具体的な

8 <https://www.reuters.com/business/sustainable-business/white-house-withholds-support-democratic-carbon-border-tax-2021-08-20/>

9 US BCA_Draft bill SEC. 9904. BORDER CARBON ADJUSTMENT (a)

10 one_pager_fair_transition_and_competition_act_-117

11 US BCA_Draft bill SEC. 9901. DEFINITIONS (15)

12 SEC. 9905. ADMINISTRATION OF BORDER CARBON ADJUSTMENT (e)

13 US BCA_Draft bill SEC. 9904. BORDER CARBON ADJUSTMENT (a)(1), (2)

14 US BCA_Draft bill SEC. 9904. BORDER CARBON ADJUSTMENT (a)(3)

15 SEC. 9903. DETERMINATION OF EMISSIONS FOR EACH SECTOR (a)

特別解説

決定方法は不透明であると思われる。一方、前述の「ベンチマーク排出量」については、排出量上位1%の設備の排出量に基づき、2023年7月1日までに（その後は毎年）決定・公表されることとなっている¹⁶。これに関しては、仮にベンチマーク排出量を適用する場合、一般に、排出量の値が実際値よりも大きくなると考えられることから、BCAの負担額が増加するものと思われる。

二重課金（税）の調整

法案上、輸出国で負担している炭素価格（課税）についてどのように二重課金（税）の調整を行うかについては、具体的な内容が示されていないが、二重課金（税）の排除を目的とすると思われる条項が含まれる¹⁷。

今後の展望と企業の対応

上述の通り、BCAの導入の実現可能性については、不安定な状況にあるとみられるため、BCAの法制度化の動向について、引き続き留意することが求められる。企業は、ビジネス上のサプライチェーンを踏まえ、自社グループの米国子会社や取引先企業が、対象燃料・物品の輸入に関与する場合には、BCAの課税関係、税務インパクト分析などによって、サプライチェーンの見直し及び脱炭素施策の有効性などの取り得る対応策を検討していくことも考えられる。

3 中国

中国は、世界最大の温室効果ガス排出国であり、2018年ではCO2排出量が約95億トンとして、世界のCO2排出量合計約335億トンの28.4%を占めており¹⁸、世界の気候変動に関す

る目標の実現にあたってきわめて重要な存在となっている。

中国では近年、脱炭素化への取り組みが強化されており、その一環として、全国統一の排出量取引制度（全国ETS）が導入され、2021年7月16日より取引が開始された。全国ETSは、現時点では制度初期段階であるものの、既にCO2排出量のカバー率において世界最大規模の排出量取引市場となる見込みである。今後、取引市場の段階的な拡大を見据えており、その動向が注目される。

背景

中国において、国際社会と平仄を合わせる形での環境政策への取り組みが開始された時期は、欧州や米国よりも遅れている。

1997年、国際的枠組みとして初めて温室効果ガス削減の国際的数値目標を定めた京都議定書の採択時、中国は途上国代表として先進国が主たる責任を果たすべきとして自国では排出削減義務を負わなかった。

その後、急速な経済成長に伴うエネルギー消費量の増加をうけ、2006年にはCO2排出量が米国を抜き世界最大規模となった。国内では化石燃料消費量の増加により環境の悪化が深刻化し環境問題への意識が高まるとともに、国際社会からは、中国が環境問題において国際的責任を果たすことについての圧力が高まっていった。

このような流れにおいて、中国は、国際協調に向けてその姿勢を転換し、2010年には世界貿易機関（WTO）に加盟するとともに、2011年に第12次五ヶ年計画（2011年～2015年）の中で初めて温室効果ガス（GHG）の排出削減目標を取り上げて、同計画に係る法案において政策手段として炭素取引市場を逐次確立

16 SEC. 9903. DETERMINATION OF EMISSIONS FOR EACH SECTOR (b)

17 SEC. 9905. ADMINISTRATION OF BORDER CARBON ADJUSTMENT (b)

18 IEA HPより <https://www.iea.org/data-and-statistics/data-browser?country=CHINAREG&fuel=CO2%20emissions&indicator=TotCO2>

することを明記した。その後、2015年のパリ協定では2030年までにCO₂排出量をピークアウトする目標を提出し、2020年には、2060年までにカーボンニュートラルを達成するという目標を掲げている。

中国の積極的な取り組みは、気候変動への対応が、環境問題の解決とともに、量的経済成長から質的経済成長への転換につながるという認識が国内において広がってきたことにも後押しされている。

カーボンプライシング制度の導入

当初、中国の環境政策は直接的規制（非効率または過剰生産設備の廃止に関する行政措置）が中心であったが、資源エネルギー価格の高騰や環境悪化の顕在化に伴い、再生可能エネルギーの促進や資源循環の効率化に向けた財政的支援（再生可能エネルギーの固定価格買取・費用分担制度、補助金等）に推移してきた。

その後、より先進的な環境政策として、2013年以降、地域レベル（北京市、上海市、深圳市など2省5都市が対象）の排出量取引制度が導入された。これらは、各地方政府が地域性を考慮しつつ独自の制度を構築、運用するものである。2016年以降、福建省と四川省も自主的に排出量取引制度を導入している。

こうした地域レベルの排出量取引制度運用の経験をふまえ、全国ETSの構築がすすめられ、2020年末にその法的基盤である「炭素排出権取引管理弁法（試行版）」が公布されて、2021年2月1日より施行、7月16日より全国ETSにおける取引が開始された。

なお、炭素税についてはこれまで導入されていない。財政科学研究院において、炭素税がCO₂削減に向けた将来的な政策の選択肢となり得る旨が提言されているが、導入時期を含め、その実効性と経済的影響の両面を考慮しつつ検討中の状況である。

全国ETS

現時点では制度初期段階として、発電産業（自家発電を含む）に限定して先行し、重点排出事業者（2013年から2019年までの間に、年間CO₂排出量が26,000トン以上の実績のある事業者等）2,225社が対象となっている。制度の対象者である発電事業者のCO₂排出量は年間40億トン超と推定され、取引市場の規模はCO₂排出量のカバー率において世界最大となる見込みである。

全国ETSは生態環境部が監督機関として主導し、地方生態環境部門とも連携しつつ運用されることとなる。なお、地域レベルの排出量取引制度は当面併存するものの、全国ETSの対象者は対象外とされる。

排出割当量の設定には技術と設備容量に応じたベンチマーク方式が採用されている。前年度の生産量に基づいて排出割当量の事前配分を行い、実際の生産量に比例して事後調整を行う仕組みを導入しており、現段階ではEU-ETSのような配分（割当）総量の上限（キャップ）は設けられていない。

初期は無償割当を主とし、段階的に有償割当の比率を高める。排出枠を多めに付与することで、取引価格を抑えて、過度な投機を抑制する意図もあり、取引初日の排出量の平均取引価格は51.23元（ドル換算で約7.9ドル）となっている。現状、取引価格の急騰する欧州に比して低く、このため、CO₂の削減圧力が比較的に低いことが示唆される。

今後、目標を引き上げてCO₂削減効果を高めつつ、排出量に係る統計データの整備、取引システムや関連法の構築をすすめ、取引市場を段階的に拡大する予定である。2025年までに石油化学、化学、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、航空の7業種を加え、取引対象排出量50億トン、参加企業8千~1万社程度までの拡大を見据えている。将来的には取引量ベースでも世界最大の排出量取引市場とすることを目標としている。

特別解説

目下のところ、生態環境部では、データの信頼性と正確性が取引の根幹となるため、排出量データの品質および透明性の確保に向けて取り組む意向を示している。その手立てとして、排出量データ捏造や虚偽情報による市場操作に係る罰則の強化、地方生態環境部門等に対する監督や指導の強化が法案の試行版に盛り込まれている。世界最大市場としての国際的影響力に鑑み、規模の拡大とあわせて、質の高い市場の構築に向けた取り組みが期待される。

また、国際的な動向に関連したところでは、

現在EUで導入に向けて調整が進められている炭素国境調整メカニズム（CBAM）について、中国側では、気候変動問題を貿易に絡める一方的な措置でWTOの原理に反しており、また、各国の気候変動対策においては経済発展の水準を考慮すべきである、として異議を唱えている。CBAMの実効性の点からも、中国の存在は重要であり、その前向きな連携を促す上では、貿易摩擦等の利害調整の面からの議論も必要と考えられる。

企業側の対応

1 グローバル企業の対応（一般）

i) グローバル企業の意見

OECD加盟各国の主要企業団体が構成されるOECD諮問委員会（Business at OECD）のメンバー企業などからは、税と環境の政策に係る基本認識として、次のような意見が伝えられている。

環境税などの措置は、その主要原則に係る明確な定義を踏まえて、科学に基づいた環境目標に対応するものであるべきであり、また、グリーン技術等への投資を促進するべく、政策の影響評価を絶えず行うとともに、それらの影響の比例性を確保するべきである。更に、国境を越えた貿易・投資及び包摂的成長の育成と両立することが必要であり、幅広いコンセンサス合意の上に、調和のとれたルールを構築することが求められる。

環境税などの措置は、適切に設計されれば、ビジネスによる積極的行動及びイノベーションをもたらす、規制政策よりも低い経済コストで環境改善に係るインセンティブをもたらすことが可能である。これら措置の設計に係る実用性の程度は、特定の国・地域における経済及び技術の発展状況・エネルギー環

境などに拠るが、経済的効率性・社会的受容性などの全体的観点を基に、成長指向かつ整合的で継続的な民間分野の投資及びイノベーションを妨げないようなものでなければならない。

これら措置の検討に当たっては、既存の規制の枠組及び社会性・競合性等を考慮した包括的アプローチが求められ、その過程で、産業界その他のステークホルダーとのコンサルテーションも実施されるべきである。企業の投資決定には、簡易性・税の安定性・予測可能性の確保は必須である。また、納税者・税務当局の執行上の事務負担は等しく極小化されるべきであり、税額等の算定・確認などに係る国境を越えた調整も確実に実施されるべきである。

ii) 内部炭素価格

排出量ネットゼロの達成に重要な役割を果たすのがカーボンプライシングであるが、一般的に、多くの国の企業は、各種負担増などから、カーボンプライシングの動きに懸念を有しているとされている。そのようななかでも、企業内部で炭素価格を採用しているグローバル企業の数は増加している。

内部炭素価格の使用を公表している企業数

は、諸分野にわたる850社以上となっており、更に1150社以上が今後2年間での内部炭素価格使用の意図を表明している。内部炭素価格を使用している企業は、気候変動への対応とともに、事業戦略や企業がバナンスストラクチャーに利用しているとされている。ただ、内部炭素価格の値は、分野別・地理別でかなり異なっている。また、これら企業の価格中央値は依然としてパリ協定の目標達成に必要とされる40-80米ドル/tCO₂eレベルを下回っており、これを満たすのは一部企業にとどまっている¹⁹。

2 日本企業の対応

この数年での気候変動への一般的関心の高まりとともに、現在、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の日本での賛同企業・機関の数は300を大きく超え²⁰、TCFD提言に基づく情報開示を進める企業も多く存在している。さらに、2021年6月にコーポレートガバナンスコードが改定され、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実

を進めるべきとされており、こうした情報開示は広がるものと予想される。TCFD提言に基づく情報開示において、炭素税などカーボンプライシングの影響も多くの企業が開示しており、IEA（国際エネルギー機関）が公表する炭素価格の将来予測値などを参考に財務的な影響を試算したところで、その影響額が100億円を超える企業も存在する。

気候変動問題への対応として、脱炭素化は既に企業の経営課題になっている状況であり、将来の市場変化を考慮した対応、政府・国際機関などからの法規制への対応、投資家や金融市場などからの期待への対応、取引先企業からの個別要請による対応、排出量ネットゼロ宣言への実現に向けての対応などの動きが相互に関連して進んでいる状況である。企業は、各自脱炭素に向けた設備投資、調達電源の切替え、再エネ証書の調達などの施策を検討して進めているが、今後、徐々に世界的なカーボンプライシングの実施が進むことで、その財務的な影響が顕在化していくことが予想され、企業では、カーボンプライシングを地域や産業別にその影響を分析して経営計画や事業計画に反映していく検討が始まっている。

19 上述脚注1, p52参照

20 TCFDコンソーシアムの公表情報では2021年7月27日時点で378団体